

○石川県警察の巡査長に関する訓令

〔昭和42年7月1日〕
石川県警察本部訓令第2号

改正 昭和43年4月1日警察本部訓令第4号
昭和44年4月1日警察本部訓令第6号
昭和46年4月1日警察本部訓令第4号
昭和47年5月15日警察本部訓令第28号
平成5年12月1日警察本部訓令第17号
平成31年3月25日警察本部訓令第6号

石川県警察の巡査長に関する訓令を次のように定める。

石川県警察の巡査長に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）および石川県警察の組織等に関する規則（昭和41年石川県公安委員会規則第4号）に基づき、石川県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の設置)

第2条 警察本部の課、隊、学校および警察署（以下「所属」という。）に、次の各号の基準に従い、巡査長を置く。

- (1) 巡査が複数で勤務する派出所、検問所、署所在地については、勤務の単位ごとに一人以上
- (2) 巡査が単独で勤務する駐在所、派出所等の勤務箇所については、重要なものごとに一人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに一人以上

(巡査長の行なう職務)

第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行なうものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

第4条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年〔学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業

した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあっては4年]に達しており、かつ、指導力を有する者

(2) 巡査部長昇任試験に合格している者、その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

(巡査長選考委員会)

第5条 巡査長の選考を行なうため、警察本部に、巡査長選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長および委員で組織する。

3 委員長は、本部長とし、委員は県本部の各部長をもつてあてる。

4 委員会に書記を置き、警務課員をこれにあてる。

(巡査長の選考の方法)

第6条 巡査長の選考は、所属長から推せんされた巡査について、書類審査により行なうものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、面接審査をあわせ行なうことができる。

(巡査長にあてる巡査に対する教養)

第7条 巡査長にあてる巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行なうものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

(巡査長の数の経過規定)

2 巡査長の数は、この訓令施行の日から昭和44年3月31日までの間は147人以内とし、所属ごとの数は、別に定める。

3 巡査長の数は、昭和44年4月1日から昭和45年3月31日までの間は212人とし、所属ごとの数は別に定める。

附 則（昭和43年4月1日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年5月15日警察本部訓令第28号）

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則（平成5年12月1日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。